

# 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の 学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申） 補足資料

## 目次

### 第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1. 学習指導要領等改訂の基本的な方向性       | 3  |
| 2. これまでの学習指導要領等改訂の経緯       | 17 |
| 3. 子供たちの現状                 | 26 |
| 4. 学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策 | 67 |

#### （参考資料）

- ・法令上定められている教育の目的・目標 ・第2期教育振興基本計画
- ・これまで提言された様々な資質・能力 ・OECDとのプロジェクト
- ・資質・能力に関する学術研究や教育実践 ・持続可能な開発のための教育(ESD)について
- ・キャリア教育、情報教育、安全教育に関する答申
- ・資質・能力の枠組みに関する諸外国の動向 ・教育目標の分類学
- ・社会とのつながりを意識した取組の例 ・学校で育てる資質・能力の階層性をとらえる枠組み
- ・知の構造について ・アクティブ・ラーニングに関する議論について
- ・学習プロセスについて ・多面的な評価について

### 第2部 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

#### 1. 各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続

|              |     |
|--------------|-----|
| (1) 幼児教育     | 131 |
| (2) 小学校      | 138 |
| (3) 中学校      | 159 |
| (4) 高等学校     | 172 |
| (5) 特別支援学校   | 209 |
| (6) 学校段階間の接続 | 222 |

※ 「2. 各教科・科目等の内容の見直し」については、本文第2部の別添資料を参照

# 第 1 部

## 学習指導要領等改訂の基本的な方向性

2

### 1. 学習指導要領等改訂の基本的な方向性

# 学習指導要領改訂の背景

人工知能が進化して、  
人間が活躍できる職業は  
なくなるのではないかな。

今学校で教えていることは、  
時代が変化したら  
通用しなくなるのではないかな。

子供たちに、情報化やグローバル化など急激な社会的変化の中でも、  
**未来の創り手となるために必要な資質・能力を**  
**確実に備えることのできる学校教育を実現する。**

**よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を作る**という**目標を学校と社会が共有**して実現

社会や産業の構造が変化し、質的な豊かさが成長を支える成熟社会に移行していく中で、私たち人間に求められるのは、定められた手続を効率的にこなしていくにとどまらず、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、主体的に学び続けて自らの能力を引き出し、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新たな価値を生み出していくことであるということ、そのためには生きて働く知識を含む、これからの時代に求められる資質・能力を学校教育で育成していくことが重要であるということ、学校と社会とが共通の認識として持つことができる好機にある。

**学校教育のよさをさらに進化**させるため、学校教育を通じて子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などの全体像を分かりやすく見渡せる「**学びの地図**」として、**学習指導要領を示し、幅広く共有**

- ・これからの時代に求められる知識や力とは何かを明確にし、教育目標に盛り込む。これにより、子供が学びの意義や成果を自覚して次の学びにつなげたり、学校と地域・家庭とが教育目標を共有してカリキュラム・マネジメントが実現しやすくなる。
- ・生きて働く知識や力を育む質の高い学習過程を実現するため、各教科における学びの特質を明確にするとともに、授業改善の視点（「アクティブ・ラーニングの視点」）を明確にする。これにより、教科の特質に応じた深い学びと、我が国の強みである「授業研究」を通じたさらなる授業改善が実現する。

4

## 「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問（平成26年11月）の概要

### 趣旨

- ◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。
- ◆ そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、**伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力**が必要。

- ◆ そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。
- ◆ 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「**何を教えるか**」という知識の質・量の改善に加え、「**どのように学ぶか**」という、**学びの質や深まりを重視することが必要**。また、学びの成果として「**どのような力が身に付いたか**」という視点が重要。

### 審議事項の柱

- 1. 新しい時代に求められる資質・能力を踏まえた、初等中等教育全体を通じた改訂の基本方針、学習・指導方法の在り方（アクティブ・ラーニング）や評価方法の在り方等**
- 2. 新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直し**
  - グローバル社会において求められる英語教育の在り方（小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化）
  - 国家及び社会の責任ある形成者を育むための高等学校教育の在り方
    - ・主体的に社会参画するための力を育てる新たな科目等
    - ・日本史の必修化の扱いなど地理歴史科の見直し
    - ・より高度な思考力等を育成する新たな教科・科目
    - ・より探究的な学習活動を重視する視点からの「総合的な学習の時間」の改善
    - ・社会的要請も踏まえた専門学科のカリキュラムの在り方など、職業教育の充実
    - ・義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための教科・科目等 など
- 3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策**

⇒平成28年度中を目途に答申、2020年（平成32年）から順次実施予定

## 学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする  
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる  
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、  
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「**社会に開かれた教育課程**」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた  
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の  
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

**学習内容の削減は行わない**※

主体的・対話的で深い学び（「**アクティブ・ラーニング**」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得  
など、新しい時代に求められる  
資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い  
理解を図るための学習過程  
の質的改善

主体的な学び  
対話的な学び  
深い学び



※高校教育については、些末な事実的知識の暗記が大学入学選抜で問われることが課題になっており、  
そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革を進める。

6

## 育成を目指す資質・能力の三つの柱

学びに向かう力  
人間性等

どのように社会・世界と関わり、  
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を  
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか  
何ができるか

知識・技能

理解していること・できる  
ことをどう使うか

思考力・判断力・表現力等

7

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

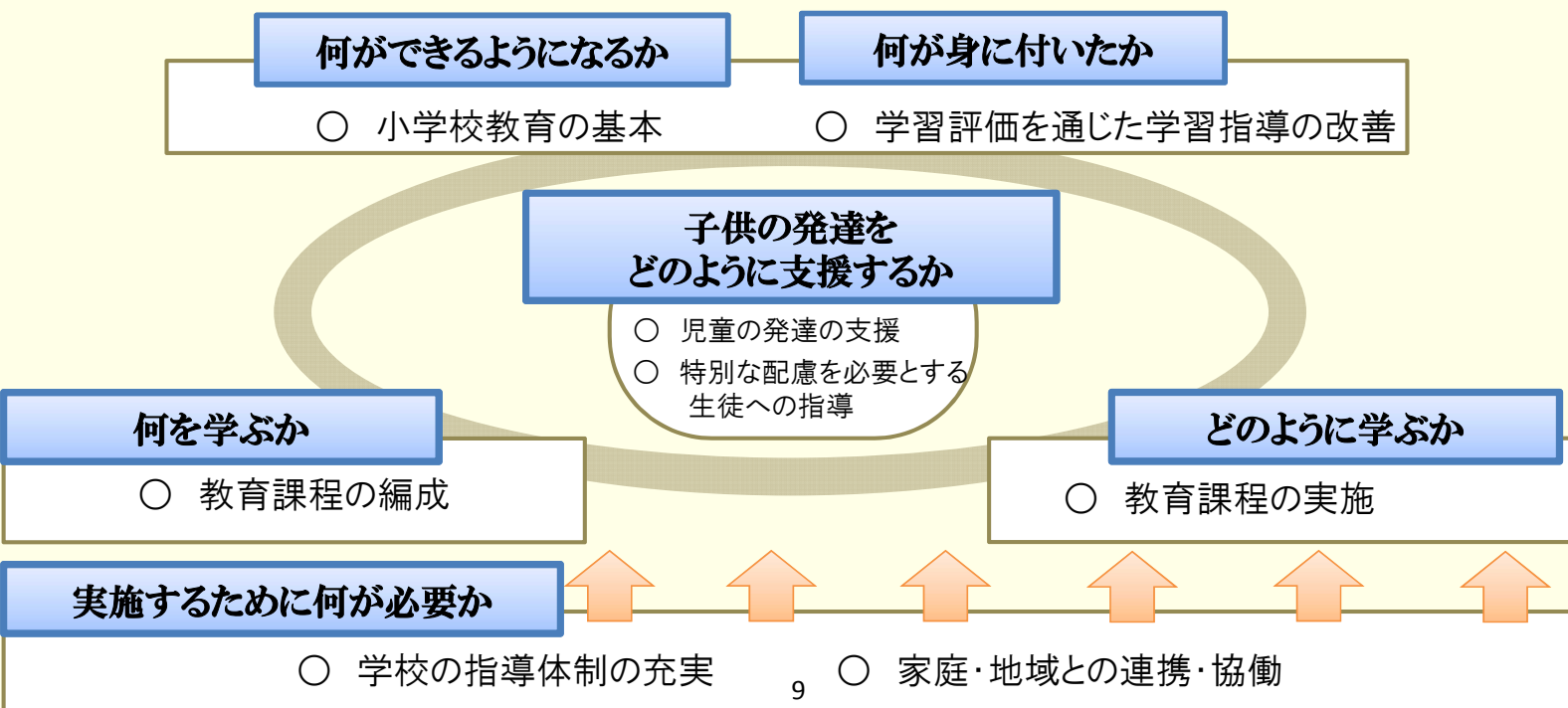
## ＜社会に開かれた教育課程＞

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

8

## 学習指導要領総則の構造とカリキュラム・マネジメントのイメージ

教育課程の構造や、新しい時代に求められる資質・能力の在り方、アクティブ・ラーニングの考え方等について、すべての教職員が校内研修や多様な研修の場を通じて理解を深めることができるよう、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」の視点から学習指導要領の要であり、教育課程に関する基本原則を示す「総則」を抜本的に改善し、必要な事項を分かりやすく整理。



【現行】

第1 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法等に示された目的・目標や、学力の3要素、道徳教育、体育・健康に関する指導など

第2 内容の取扱いに関する共通事項

- ・発展的内容の指導、指導の順序の工夫、複式学級の取扱いなど

第3 授業時数の取扱い

- ・年間の授業日数(週数)、1単位時間の設定、弾力的な時間割など

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画

- ・各教科、各学年間の相互の連携、まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導など

2 その他の配慮

- ・言語活動の充実、体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
- ・学級経営の充実、生徒指導の充実
- ・児童が見通しを立てたり振り返ったりする活動、学習課題の選択や自らの将来について考える機会
- ・個に応じた指導の充実、障害のある児童への指導、海外から帰国した児童等への適切な指導
- ・コンピュータ等の情報手段の活用、学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
- ・評価による指導の改善
- ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

【改訂イメージ】

「何ができるようになるか」、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」の視点から、教育課程の理念や、新しい時代に求められる資質・能力の在り方、アクティブ・ラーニングの考え方等について、わかりやすく示すものとして抜本的に改善

前文

⇒「社会に開かれた教育課程」の実現など、改訂が目指す理念

第1 小学校教育の基本

何ができるようになるか

⇒ 教育基本法等に示された教育の目的・目標の達成に向けた教育課程の意義、「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成、育成を目指す資質・能力、カリキュラム・マネジメントの実現

第2 教育課程の編成

何を学ぶか

⇒ 資質・能力を含めた学校教育目標に基づく教育課程の編成、学校段階間の接続、横断的に育成を目指す資質・能力、授業時数等の共通事項 など

第3 教育課程の実施と学習評価

どのように学ぶか、何が身に付いたか

⇒「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニングの視点)による資質・能力の育成、言語活動の充実やICTの活動など重要となる学習活動 など

第4 児童の発達を踏まえた指導

子供の発達をどのように支援するか

⇒ 学級経営、生徒指導、キャリア教育の充実 など  
特別支援教育、日本語指導など特別な配慮必要とする児童への指導

第5 学習活動の充実のための学校運営上の留意事項

⇒ 学校の指導体制の充実、家庭・地域との連携・協働

実施するために何が必要か

第6 道徳教育推進上の配慮事項

⇒ 全体計画の作成、道徳教育推進教師、指導内容の重点化 など

10

主体的・対話的で深い学びの実現（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、子供たちが学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

【対話的な学び】

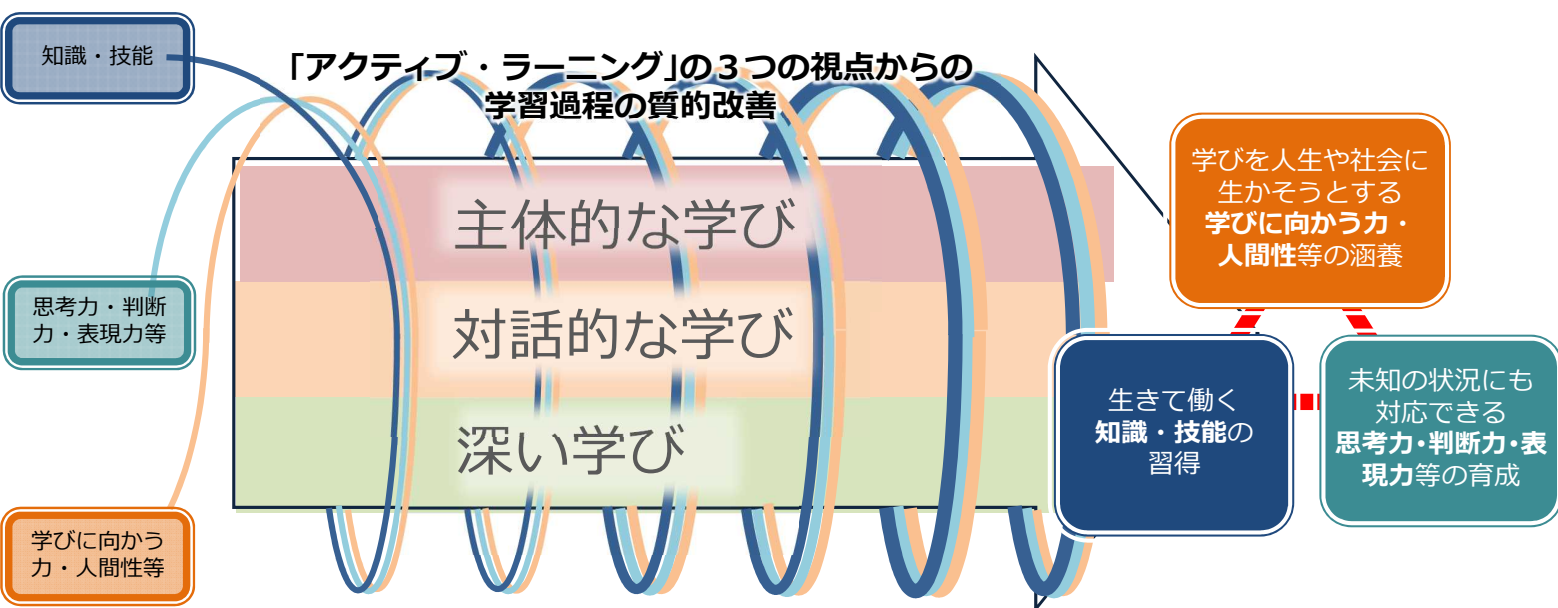
子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

【深い学び】

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

# 資質・能力の育成と 主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」の視点）の関係（イメージ）

- ◆ 「アクティブ・ラーニング」の3つの視点を明確化することで、授業や学習の改善に向けた取組を活性化することができる。これにより、知識・技能を生きて働くものとして習得することを含め、育成を目指す資質・能力を身につけるために必要な学習過程の質的改善を実現する。
- ◆ 資質・能力は相互に関連しており、例えば、習得・活用・探究のプロセスにおいては、習得された知識・技能が思考・判断・表現において活用されるという一方通行の関係ではなく、思考・判断・表現を経て知識・技能が生きて働くものとして習得されたり、思考・判断・表現の中で知識・技能が更新されたりすることなども含む。



※ 基礎的・基本的な知識・技能の習得に課題が見られる場合においても、「深い学び」の視点から学習内容の深い理解や動機付けにつなげたり、「主体的な学び」の視点から学びへの興味や関心を引き出すことなどが重要である。

12

## 主体的・対話的で深い学びの実現 （「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

### 【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

#### 【例】

- ・ 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
- ・ 「キャリア・パスポート（仮称）」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする



主体的な学び  
対話的な学び  
深い学び

### 【対話的な学び】

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

#### 【例】

- ・ 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広げる
- ・ あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとする
- ・ 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る



### 【深い学び】

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

#### 【例】

- ・ 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通して集団としての考えを形成したりしていく
- ・ 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく



13

# 観点別学習状況の評価について

- 学習評価には、児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
  - 各教科においては、学習指導要領等の目標に照らして設定した観点ごとに学習状況の評価と評定を行う「目標に準拠した評価」として実施。
- ⇒きめの細かい学習指導の充実と児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を目指す。

## 学力の3つの要素と評価の観点との整理

### 【現行】

#### 学習評価の4観点

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技能

知識・理解

### 【以下の3観点に沿った整理を検討】

#### 学力の3要素 (学校教育法) (学習指導要領)

知識及び技能

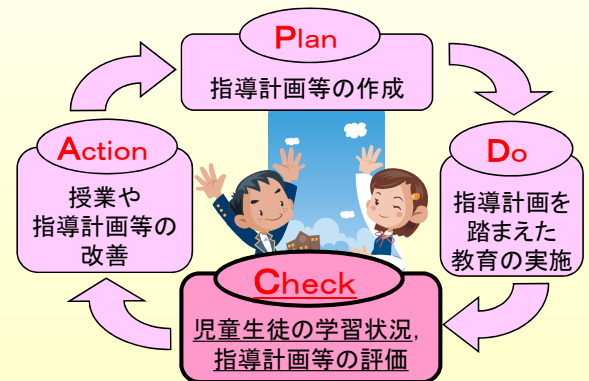
思考力・判断力  
・表現力等

主体的に学習に  
取り組む態度

14

## 学習指導と学習評価のPDCAサイクル

- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要。
- 指導と評価の一体化**



## 学習評価の改善に関する今後の検討の方向性

### 各教科等の評価の観点のイメージ

| 観点 (例)<br>※具体的な観点の書きぶりは、<br>各教科等の特質を踏まえて検討                 | 知識・技能                                                      | 思考・判断・表現                                                     | 主体的に学習に取り組む態度                                  |
|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 各観点の趣旨の<br>イメージ (例)<br><br>※具体的な記述については、<br>各教科等の特質を踏まえて検討 | (例)<br>〇〇を理解している／〇〇の知識を身に付けている<br>〇〇することができる／〇〇の技能を身に付けている | (例)<br>各教科等の特質に応じ育まれる見方や考え方をういて探究することを通じて、考えたり判断したり表現したりしている | (例)<br>主体的に知識・技能を身に付けたり、思考・判断・表現をしようとしていたりしている |

児童生徒の学びの深まりを把握するために、多様な評価方法の研究や取組が行われている。

## 「パフォーマンス評価」

知識やスキルを使いこなす(活用・応用・統合する)ことを求めるような評価方法。  
論説文やレポート、展示物といった完成作品(プロダクト)や、スピーチやプレゼンテーション、協同での問題解決、実験の実施といった実演(狭義のパフォーマンス)を評価する。

## 「ルーブリック」

成功の度合いを示す数レベル程度の尺度と、それぞれのレベルに対応するパフォーマンスの特徴を示した記述語(評価規準)からなる評価基準表。

| 項目 | 尺度 | IV            | III           | II            | I               |
|----|----|---------------|---------------|---------------|-----------------|
| 項目 |    | …できる<br>…している | …できる<br>…している | …できる<br>…している | …できない<br>…していない |

記述語

ルーブリックのイメージ例

## 「ポートフォリオ評価」

児童生徒の学習の過程や成果などの記録や作品を計画的にファイル等へ集積。  
そのファイル等を活用して児童生徒の学習状況を把握するとともに、児童生徒や保護者等に対し、その成長の過程や到達点、今後の課題等を示す。

## 2. これまでの学習指導要領等改訂の経緯

1872

## 近代教育制度の創始

明治5年 学制公布

## 近代教育制度の確立

※各学校種別の規定を整備し我が国の学校制度の基礎が確立

明治18年 内閣制度創設、初代文部大臣森有礼就任

明治19年 小学校令、中学校令等制定、学校制度の基礎の確立

明治33年 小学校4年の義務制

明治40年 義務教育年限を6年に延長

## 教育制度の拡充

※第一次世界大戦に伴う社会情勢及び国民生活の変化に即応する教育の改革

## 国民学校と戦時下の教育

※皇国民の基礎的錬成を目的とし、教育内容を改革

昭和16年 国民学校令

昭和18年 中等学校令

## 戦後における教育の再建

※連合国軍最高司令官指令と教育刷新委員会の建議により、軍国主義や極端な国家主義を排除し、戦後教育改革の枠組を形成。

昭和22年 日本国憲法施行 “「教育を受ける権利」を規定”

教育基本法、学校教育法制定

“「人格の完成」を目指す教育理念、教育の機会均等と男女平等、  
単線型の学校制度、「6・3」制の無償義務教育 “

学習指導要領（試案）発表

1945

18

## 戦後政策からの転換

※昭和27年のサンフランシスコ講和条約締結を受け、占領下の政策見直し

昭和31年 地方教育行政の組織及び運営に関する法律を制定

## 教育の量的拡大・質の改善

※高度経済成長に伴う経済・社会の急速な拡大、ベビーブーム世代への対応、教育の量的拡大を推進

昭和33年 義務標準法、昭和36年 高校標準法

昭和33年～35年 学習指導要領改訂（文部省告示として公示）

昭和36年 高等専門学校制度を創設（学校教育法改正）

昭和38年 教科書無償措置法

## 教育の方針を見直し

※科学技術の進歩と経済の発展、産業構造の変化、情報化社会、高齢化社会の進展等社会の変化への対応

昭和43・44年 学習指導要領改訂

昭和46年 中央教育審議会答申（「四六答申」）“人間の発達過程に応じた学校体系の開発”

昭和52・53年 学習指導要領改訂

昭和59年 臨時教育審議会設置

“個性重視の原則、生涯学習体系への移行、変化への対応”

平成元年 学習指導要領改訂

## 教育基本法の改正と新たな展開

※知識基盤社会、グローバル化といった変化の激しい社会の中で「生きる力」を育む

平成8年 中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」

平成9年 OECD “キーコンピテンシー”の提唱（DeSeCo）、PISA調査開発開始

平成10年 学習指導要領改訂

平成11年 中高一貫教育制度を導入（学校教育法改正）

平成18年 教育基本法改正 “今日重要と考えられる事柄を「教育の目標」として規定”

認定子ども園制度を創設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）制定

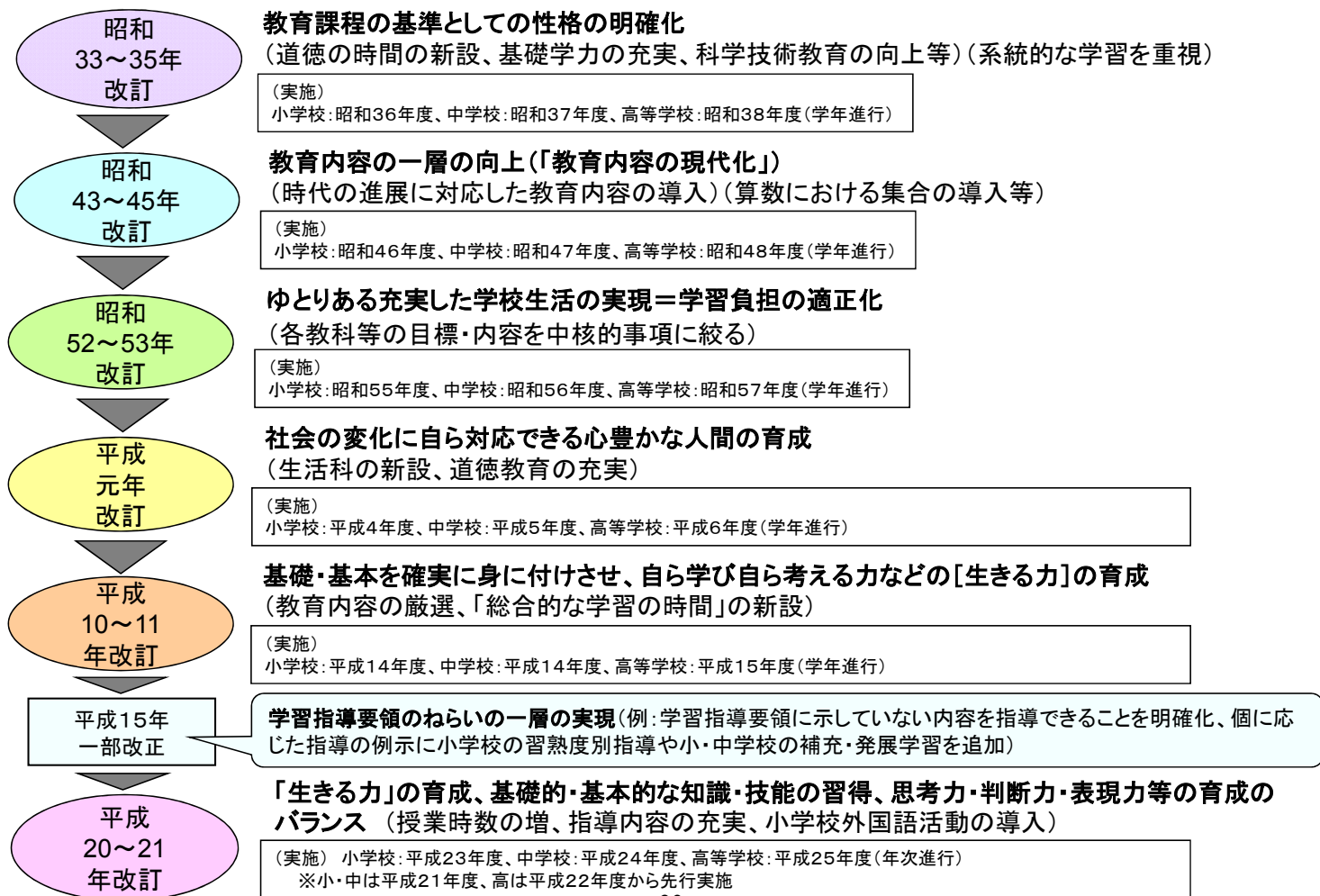
平成19年 学校教育法改正 “各学校種の目標及び目的の見直し、学力の三要素の規定”

特別支援学校制度化（学校教育法改正）

平成20・21年 学習指導要領改訂

2015

平成26年(2014)11月 「初等中等教育の教育課程の基準等の在り方について」（諮問）



20

## 「学力の三要素」と「生きる力」について

### 〈現行学習指導要領の理念〉

- 平成10～11年改訂の学習指導要領の理念は「生きる力」を育むこと
- 「知識基盤社会」の時代において「生きる力」を育むという理念はますます重要
- 教育基本法改正等により教育の理念が明確になるとともに、学校教育法改正により学力の重要な要素が規定

### ○ 学校教育法(昭和22年法律第26号)

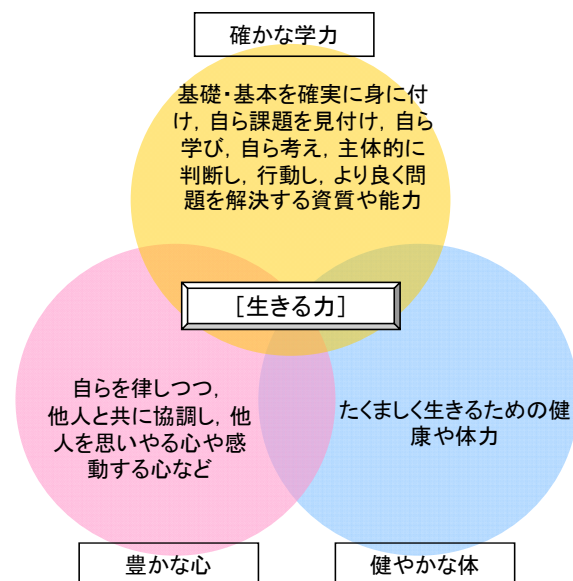
#### 第30条 (略)

- ② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。



現行学習指導要領においては、これまでの理念を継承し、教育基本法改正等を踏まえ、「生きる力」を育成

「ゆとり」か「詰め込み」かではなく、これからの社会において必要となる知・徳・体のバランスのとれた「**生きる力**」をより効果的に育成



# 言語活動の充実について①

現行学習指導要領では、「確かな学力」、特に「思考力・判断力・表現力等」を育み、各教科等の目標を実現するための手立てとして、言語活動の充実について規定

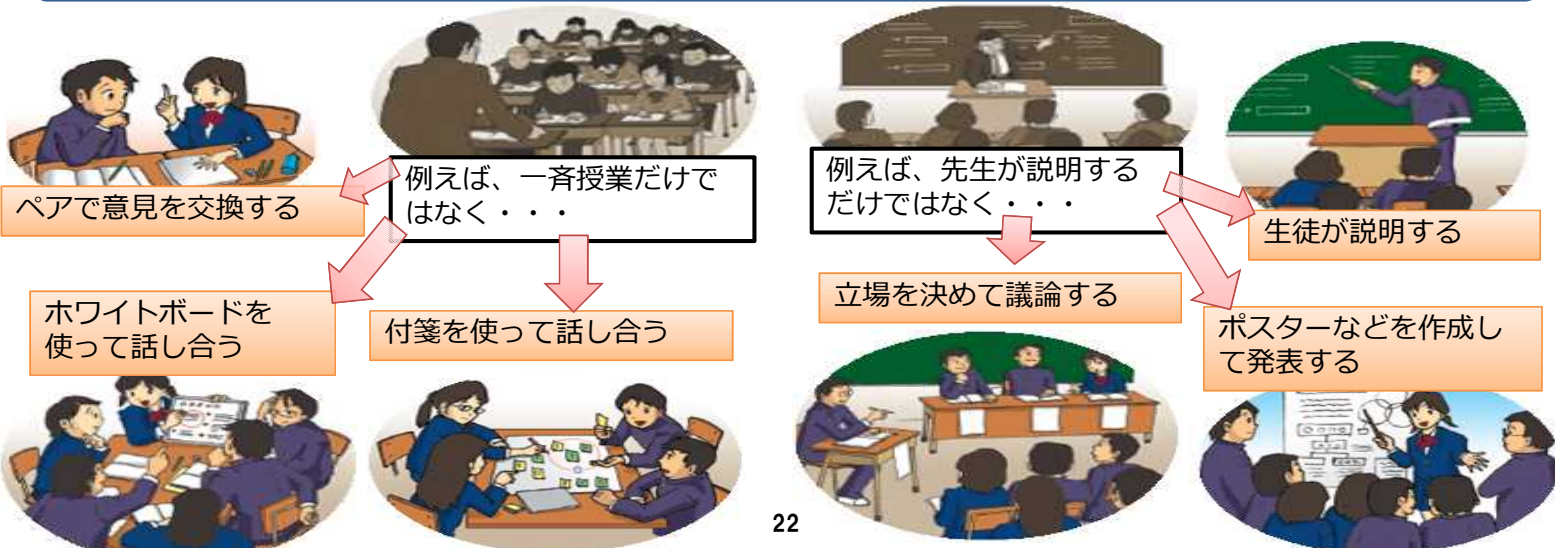
## 小学校学習指導要領 総則（中学校・高等学校においても同様）

### 第1 教育課程編成の一般方針

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童の発達段階を考慮して、児童の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2(1)各教科等の指導に当たっては、児童の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童の言語活動を充実すること。



22

# 言語活動の充実について②

～言語活動の検証・改善のための有識者との意見交換（平成26年10月10日、31日）より～

## 1. 言語活動の位置付け

- 習得、活用、探究のいずれの場面においても、**各教科における学習活動の基盤**となるのは言語の能力。**豊かな心を育むことや人間関係を形成**する上でも重要。
- 平成20年中央教育審議会答申では、思考力・判断力・表現力を育むために各教科に必要な学習活動の例として右の6点を示し、**これらの学習活動の基盤となるものは、広い意味での言語**であるとした。
- こうした力の育成は、**国語科だけでなく、すべての教科で取り組まれるべきもの。**  
現行学習指導要領において初めて求められたものではなく、従前から、国語科をはじめ各教科等において学習活動の重要な要素として取り組まれてきた。

思考力・判断力・表現力を育むために  
各教科で必要な学習活動の例

- ①体験から感じ取ったことを表現する
- ②事実を正確に理解し伝達する
- ③概念・法則・意図などを解釈し、説明したり活用したりする
- ④情報を分析・評価し、論述する
- ⑤課題について、構想を立て実践し、評価・改善する
- ⑥互いの考えを伝え合い、自らの考えや集団の考えを発展させる

## 2. 成果と課題

### <成果>

- 多くの小・中学校で言語活動を意識した活動に取り組んでいる
- 言語活動の充実が児童生徒の学力の定着に寄与している  
(全国学力・学習状況調査の結果)

### <課題>

- 言語活動についての**目的意識**や、教科等の**学習過程における位置づけが不明確**であったり、指導計画等に効果的に位置付けられていないことがある
  - ・単なる話合いにとどまり形骸化している例
  - ・言語活動を行うことが目的化している例 など
- 言語活動を行うことに負担を感じている教師や、**時間を確保することが困難と**考えている教師が少なくない

## 3. 言語活動の今後の方向性

- 各教科等の教育目標を実現するため、**見通しを立て、主体的に課題の発見・解決に取り組む、振り返るといった学習の過程において、言語活動を効果的に位置づけ、そのねらいを明確に示すことが必要。****アクティブ・ラーニングを構成する学習活動の要素を検討する際も、言語が学習活動の基盤となるものであることを踏まえた検討が必要。**
  - ・「その活動で何を実現しようとするのか」という観点から、授業の中での言語活動の位置付けを一層明確にすること
  - ・数学的活動や、理科や社会などの問題解決的・探究的な活動など、各教科の学習の過程において、言語活動を効果的に位置付けること
  - ・言語活動が学びを深めるものとするためには、授業の冒頭に見通しを持たせ、最後に振り返りをするものの重要性について理解を徹底することが必要
- 言語活動により**時数の確保が難しくなるという見方もあるが、学年等を超えて長期的に言語活動を行う能力の育成を積み重ねていくことにより、一層効果的で効率的な学習が可能となるという視点も重要。**

継続して言語活動に取り組めることで、児童生徒の言語活動を行う能力が高くなるとともに、言語活動を意識することにより目標・内容と学習活動の関係が明確となり、言語活動を取り入れた方が従来よりも学習が早く進み、学習に要する時間が短縮できるという考え方を重視することが必要。
- 教員の資質向上も含め、**学校が全体として取組を進められるよう、教育委員会や大学等による支援や環境整備等**を行いながら、今後さらなる充実が図られるようにしていくべきである。

# 育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の在り方に関する検討会 ―論点整理―【主なポイント】（平成26年3月31日取りまとめ）

- 本検討会は、次期学習指導要領に向けての基礎的な資料を得ることを目的に、教育課程に関する学識経験者を集めて開催したもの。

※平成24年12月～26年3月17日まで13回開催

- 今後、各論点について更に検討を深めた上で、次期学習指導要領の枠組みづくりに向けた議論に生かしたい。

## 主な提言事項

- 今後、学習指導要領の構造を、
  - ① 「児童生徒に育成すべき資質・能力」を明確化した上で、
  - ② そのために各教科等でどのような教育目標・内容を扱うべきか、
  - ③ また、資質・能力の育成の状況を適切に把握し、指導の改善を図るための学習評価はどうあるべきか、といった視点から見直すことが必要。

← 従来の学習指導要領は、児童生徒にどのような資質・能力を身に付けさせるかという視点よりも、各教科等においてどのような内容を教えるかを中心とした構造。そのために、学習を通じて「何ができるようになったか」よりも、「知識として何を知ったか」が重視されがちとなり、また、各教科等を横断する汎用的な能力の育成を意識した取組も不十分と指摘されている。

← 世界的潮流として、OECDの「キー・コンピテンシー」をはじめ、育成すべき資質・能力を明確化した上で、その育成に必要な教育の在り方を考える方向。

（アメリカを中心とした「21世紀型スキル」、英国の「キー・スキルと思考スキル」、オーストラリアの「汎用的能力」など。）

日本でも比較的早い時期から「生きる力」の理念を提唱しており、その考え方はOECDのキー・コンピテンシーとも重なるものであるが、「生きる力」を構成する具体的な資質・能力の具体化や、それらと各教科等の教育目標・内容の関係についての分析がこれまで十分でなく、学習指導要領全体としては教育内容中心のものとなっている。

← より効果的な教育課程への改善を目指すためには、学習指導要領の構造を、育成すべき資質・能力を起点として改めて見直し、改善を図ることが必要。

- 本検討会では、こうした前提の下、諸外国の資質・能力論の分析や、国立教育政策研究所で検討されている「21世紀型能力」の枠組み試案などを参考としながら、今後の学習指導要領の構造として重視すべきポイントについて議論。

24

## ○これまでの検討の主な成果は次のとおり。

### ①育成すべき資質・能力について

- ・ 今後育成が求められる資質・能力の枠組みについて、諸外国の動向や国立教育政策研究所の「21世紀型能力」も踏まえつつ更に検討が必要。

その際、自立した人格をもつ人間として、他者と協働しながら、新しい価値を創造する力を育成するため、例えば、「主体性・自律性に関わる力」「対人関係能力」「課題解決力」「学びに向かう力」「情報活用能力」「グローバル化に対応する力」「持続可能な社会づくりに関わる実践力」などを重視することが必要と考えられる。

また、我が国の児童生徒の実態を踏まえると、受け身でなく、主体性を持って学ぶ力を育てることが重要であり、リーダーシップ、企画力・創造力、意欲や志なども重視すべき。人としての思いやりや優しさ、感性などの人間性も重要。

### ②育成すべき資質・能力に対応した教育目標・内容について

- ・ 現在の学習指導要領に定められている各教科等の教育目標・内容を以下の三つの視点で分析した上で、学習指導要領の構造の中で適切に位置付け直したり、その意義を明確に示したりすることについて検討すべき。ア)～ウ)については、相互のつながりを意識しつつ扱うことが重要。

ア)教科等を横断する汎用的なスキル(コンピテンシー)等に関わるもの

① 汎用的なスキル等としては、例えば、問題解決、論理的思考、コミュニケーション、意欲など

② メタ認知(自己調整や内省、批判的思考等を可能にするもの)

イ)教科等の本質に関わるもの(教科等ならではの見方・考え方など)

例:「エネルギーとは何か。電気とは何か。どのような性質を持っているのか」のような教科等の本質に関わる問いに答えるためのものの見方・考え方、処理や表現の方法など

ウ)教科等に固有の知識や個別スキルに関するもの

例:「乾電池」についての知識、「検流計」の使い方

### ③育成すべき資質・能力に対応した学習評価について

- ・ 評価の基準を、「何を知っているか」にとどまらず、「何ができるか」へと改善することが必要。  
このためには、現行の学習評価の取組に加え、パフォーマンス評価を重視する必要がある、そのための具体的な方法論について更に検討が必要。

### ④その他

- ・ 学習指導要領に指導方法についてどこまで盛り込むべきか検討すべき。
- ・ 各学校において、育成すべき資質・能力を中心とした効果的なカリキュラムが編成・実施されるよう、学校の教育目標の見直しや、学校全体のカリキュラム・マネジメントを促進するための支援策について検討すべき。

25